

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む）第三卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43858

(6)

津總

の法的問題に

関する

各省會議

(東邦)

條約局長

田中

條約司第三課長

國際協定日本委員
の研究会を以て
本研究会を設け

秘

アジア局長

沖繩の法的問題に關する打合せ開催の件

三二六二九

アジア司第一課長

六月二十九日午三時 總理大臣府連絡事務局にて

リ 沖繩の法的問題に關し討議のため 田中内閣

官房副長官司會に於て六月三十日(土)午後一時より

總理官邸におりて 外務省、法務省、法制局及び南

方連絡事務局代表の出席を得て打合せを開催

外務省

ア一 551

するものとしく、外務省よりは是非アジア局長

若むら條約局長の出席を煩しむる旨連絡が

つた。

外務省

欧米局第一課長

二課長

条約局第三課長

三一六、三〇

アジア局第一課長

針

針

沖繩関係法律問題意見統一會議の閉会

去る六月二十九日沖繩に因る法律大臣がその法的見解を

單紙に對表し、右の通り起した政治的變遷者につき、その

前後案を掲げたもの、三十日午前九時半から十二時半に

田中副長官司會の下に

林法相副長官、村松次官、アベ次官、寺内次官、佐藤次官

高辻次官

極秘

外務省

ア一 574

平賀参事官 鈴木野村、石中菊、蓮向長 等

閣内各官が會議をした。その結果、並に討論議案等が

次の如し。

副長官 佐藤次官がその沖繩に關する法的見解は

政府部内が一致の如き行儀と外部に於て、沖繩は南洋

對策折衝上も国内的にも影響を及ぼす面があるから、思想

統一をもち、重要あり。昨今の國際情勢もその必要ありとの

外務省

意見がある。各省とも已に俾可く討議し、意見の統一を

計るべきを弁表する事が、政府として適切な措置と思ふ。

二つ程ある事がある。各々大臣に傳へ、因蔵するべきを弁表

する事、一は。

省長水官) かく、省長、地務省の見解が弁表する事

約せられた事情を説明し説明する。

陸軍省水官) 二の問題は昨今の今次問題と見なすが、意見の

外務省

一致するに思ふから、見解がある。意見の弁表には慎重を

期せられた。大臣に傳へる前、十分下で打合せをしよう

とある。

省本) 今後は外交に關係する問題は、事は、事の如く省が

積極的に調整を計つて見よう。

(門外水官) 地務省は十分打合せをすべしと、省長に

意見がある。論議を致す。

外務省

別添書状を配布全文を添付す

正務省 1 神皇の臣民に対する permanent allegiance の

日本にある。某は臣民に対する何れもである権限を請うて

るものではない。平和条約を条約と認めていい。一休

臣民の基本的権利が犯される場合は救済手段が採らる

べきだ。その手段が国民保護権である。フランス報告が

その基本権を犯すか否か具体的に検討する必要がある

ある。又、長期の借地権は条約を交せず、只補償の

問題が生ずるわけである。

外務省参事の長 1 参事同様の問題である。如何に對米押衝を

行うことが有利であるかという見地からいふべきである。(この前提として、

平和条約が三条件成立の経緯を詳しく説明し、某は

臣民に対する全部の権利を有する所はを説く)

之を在外臣民保護の観点から外口の管轄に服し、又その保護を

期滿し外口の被保護者個人が、外口で不当な不正を

取扱に受り、その改正がなされる場合、理口が口書の
 権利を修正に算り出さる事がある。神尾は民の全体と
 一筆口の手推の下に移す。米口が全責任を有するといふ。

官保はあり。

前記の国民保護は、軍中の対象と見らる。

神尾問題の解決は権利の問題と提起するに不利で、
 事實の主張、即ち民族的見地と立つた政治的主張に
 するが効果的であると思ふ。それが、甘んずる主張の

外務省

一番強い根拠となる。

申すところ「神尾代表と外務大臣の面會」の際、平賀は、三島
 以外に神尾の関する秘密取扱ありやとの質問がなつたが、
 三島は、タシスのやり取りは誤解をきたさざる慮りありと答へた。

二、限りとせらるべき。

法務省の「アカデミック」有議論の可否と判別は、
 神尾を以て配布

意見と述べる。三島の憲政権限の界ありやかの問題である。

外務省

外交保護権授けの根據は形式的のものといふ人、
 口實があるがために、如何なる内容の権限を行使して
 するかの問題と思ふ。三条に口實國があつて、それを
 逸脱する場合に、早急處置の問題とて抗議する？
 をかゝるから、二の要旨問題と考へて思ふ。

林公官 階級主権に及するは屬ありとするは條約
 違反とて提起せざるが、神能問題は政治的に取扱ふ

のが得策と思ふ。

大蔵省 不支那語にも半軍の平和条約締結前の
 先例を参照する。又奄美協定才也条約、平和条約
 下れ学会條約情状を放棄を想定してゐる。平和条約の
 日本領土の概念は明確をたゞ思ふ。又下れ条約の日本文と
 英文との感に違ふ。朝鮮條約の條文は朝鮮語と日本語
 針葉樹科奄美協定の際の当方の入念には琉球は

十九条の外と認むる。この十九条の問題は在外
財団全般に影響するところである。

以上各自の意見の同陳を行つた後、各々異なると
思ふべき意見の交換を行つたが、今迄には意見の統一を
得るに至らぬ。更に七月二日及び三日の會議は外資者
に於て午前九時半から行つたこと、一也。

又、御統一の問題は二つの決議を致す所あり、二種の

外務省

會議を請ふべき旨が、一決議された。

是のほかに御統一の決議に對する回答については、割外外資者
配布一意見と同様、更に外資者が附議することをしむ。

外務省

アジア局長

アジア局第一課長

沖繩の法的問題に関する第二回各省会議

（三二七、二）
（アジア局第一課）

六月三十日の下午各省会議は引続き、七月二日（土）朝九時半より十二時迄及び午後二時より四時半迄、その中二回会議を開催せられた。出席者たる通り。

- 外務省 事務次官、條約局長、アジア局長、アジア局第一課長、條約局第三課長、山田事務官
- 大蔵省 主計局法規課長
- 法務省 民事局長、平賀事務官
- 法務省 民法局長、岡本事務官
- 法務省 民事局長、平賀事務官
- 法務省 民法局長、岡本事務官

外務省

條約局長

條約局第三課長

第一課長

第二課長



南連局長、同局第一及び第二課長

会議の大凡の経過をの通り。

次官挨拶の後、條約局長より別添第一の回答を要し説明し、まず第一回は南に討論した。法制局側より永代領地権取得は認められず、領土権と領有なしと見成意見相違あり、大蔵省側よりは領土権より領有の自己復歸は際し財政的負担を要するようなるコメントをよえたるは自承認した。條約局長よりある潜在主権を認め終極は権に過せず、米英は平和條約が三條にあり、行政司法は法の三種を有し主権ある以上自己法にない永代領地権

外務省

ア一 93

アジア局 31.7.4 局長附

を認定したにもよるを得る。沖繩が日本に復歸すれば
たとえ永代領地権があつても日本の主權下に入るからこれ
をどうしようと勝手な法によりお月地にするとも
出来 領地権を解消するとも出来ざるは誤りあり、また
アニア局長より沖繩が日本の復歸する場合に何れに
よ日本政府の納税する形でおくべきとしたし困るような
形にして受け取らぬべきはよいと述べた。結局
冒頭の三行は領土の移転と領土のなにかを削除
し、中身の説明は詳細に過ぎるもの問題を生ずるこ
ろを簡單にし、別添二の草案に、更にその叙述の
順序を改め別添三の草案に改め、以後は未尾の
「日本の承認するもの」を「日本の承認しうるもの」と改
めて別添四の如き草案を決定した。

次にオオニの案議に移り、法務省と法制局の間に
国籍問題について論戦が戦はれた。法務省側よりもし
米本が沖繩に對して有する施政権により沖人権をも
有するなら、日本の沖繩人に對して有する沖人権がそれ
に減したるなり。沖繩人が日本に在る場合は日本に在る場合
日本人と全く同じ扱われると、現状はおおしいとの疑問を
へたか法制局側は米本は沖繩に對し施政権を有するが
果實人の終身權を有するとして、折回示した見解を固
持して譲らざ、また條約局長より沖繩人は米国の施政
権に服し米國に對し忠誠の義務を負ふより、個人
側からみて米國の統治に服しているものは何れの本地か、沖
繩人は民族別には日本人とし、米本は沖繩人は日本と
述べたが、この點は議論を起さず、結局、東京(別添一)の案

一問／＼表面は日本の潜在主権の下にある沖縄住民の所有地だ、一括
 払いの方法により、永代借地権を設定しようとしているが、こ
 のような行為は日本の潜在主権と矛盾し、結果沖縄が日本に領
 有する島の支障となりはしないか。

答（国際法上の領土主権と私法上の土地所有権をいし借地権とは
 別個の概念であるから、別に将来の支障になるようなことはな
 いと考えられる。）

すなわち、領土に対する無効権の行使が行われる際は、その
 領土上の土地に関する権利の取扱については取極が行われるの
 が常であるが、過去の先例によれば、国際法上の法律による土

極
 秘

地所有権をいし借地権は、新統治国の法律の下に於けるそれぞ
 れ別個の権利に切り替えられることになっている。また旧統
 治国が公法上の関係により住民から取得した土地に関する特殊
 の権利については、このように公法上の関係は当該領土に対す
 る旧統治国の統治権が消滅すると同時に消滅し、新統治国がそ
 の土地について、新たな観点から、自国の公法上の権利を設定
 するか又は一般私法上の権利に切り替えるかを決定することに
 なるのが常である。

さらにまた旧統治国が当該領土内の一定の土地を一定の目的
 のために（たとえば遊地又は領事館敷地として）引渡し使用する
 ことを承認する場合、その使用を可能ならしめるためには、
 特別の協定（遊地の場合は行政協定類似の協定又は遊地協定）

又は管別の領約（領事館設置の場合には賃貸借契約又は土地売買契約）の締結を必要とするものである。

かように、沖縄が日本の統治権の下に復旧する場合、沖縄の土地に關する各種の權利關係は、日本の合意する管別の協定の締結又は日本の公法の下に於ける正當の手續ある限り日本政府の下に於ける領約の締結によつてそれと整理されることにならざるであつて、沖縄が米國の統治下にあつた際に締結した特殊な權利關係がそのまま維持されるような心配はなからぬであらう。

二四 日本が沖縄に対して有する現存主權の効果として、日本政府は沖縄住民の利益の保護を行はうか。

○ 米國が沖縄に対して領土の統治権を行使してあり、しかもその日本が同地に対して現存主權を保持しているといふ状態は、國際法上先例のなき事案であつて、いさゆる現存主權の效果をいし効果についても、いまだ國際法上の定規がないといふのが傳らざる現状である。

しかしながらただ一つ確実なことは、沖縄住民がわれらの同胞である、したがつて沖縄住民が困難に遭遇した場合は、日本政府は^{邦人同族}見地に立つて米國政府と取捨中斷を行ひのが當然であるといふことである。

三問 平和条約締結前に米占領軍は沖縄に於いて私有地を全く無償で使用していたが、これは国際法上違法といえるか。また現在でも無償で使用している私有地があるが、これは違法か。

答 国際法上占領軍は、軍事上の必要がある場合は、占領地に於ける政府公有不動産を使用することができる。この場合地方自治団体の不動産は私有不動産と同様対価を払わなければならないとする學説があるが、いまだ国際法として確立されるに至っていない。

また平和条約締結後の琉球の親善に於いては、私有地も無償で使用し得るかどうかは、米国内法上の問題である。すなわち日本が統治していた時代に、日本政府が地方公共団体たる沖縄県の所有地を有償で使用していたといふことにはあつたが、米政府は新たに米国の法制に従つて琉球土地使用の有償・無償を定めることが出来る。

別添

平和条約第三条により米政府は沖縄において立法、司法、行政の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設定しても法的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこのような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

沖縄が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認するものに切り替えられることとなる。

極秘

平和条約第三条により米國政府は沖繩において立法、司法、行政の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設定しても法律的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこのような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

沖繩が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認するものに切り替えられることとなる。

極秘

別添四

(一) 問 米國は日本の潜在主権の下にある沖繩住民の所有地に、一括払いの方法により、永代借地権を設定しようとしているが、このような行為は日本の潜在主権と矛盾し、将来沖繩が日本に復帰する際の支障となりはしないか。

答 平和条約第三条により米國政府は沖繩において立法、司法、行政の三権の行使を認められており、たとえ永代借地権の如き制度を設定しても法律的には日本の潜在主権に抵触するものとは云えない。しかし現実問題としては日本政府として現地住民の意志に反したこのような制度が実施されることは好ましくないと考えている。

極秘

沖繩が日本の完全な主権の下に復帰する際はこれらの制度はすべて日本の容認しうるものに切り替えられることとなる。

米國が沖縄に対して現実の統治権を行使しており、しかもなお日本が同地に対して残存主権を保持しているという状態は、國際法上先例のない事態であつて、いわゆる残存主権の意義なしの効果にすらても、いまだ國際法上の定説がないというものが偽らざる現状である。

しかしながらただ一つ確實なことは、沖縄住民がわれらの同胞たる日本國民であり、したがつて沖縄住民が困難に逢着した場合は、日本政府はこの見地に立つて米國政府と折衝を行うのが當然であるというものである。

極秘

(二) 問 日本が沖縄に対して有する残存主権の効果として、日本政府は沖縄住民の利益の保護を行ふか。

答 米國が沖縄に対して現実の統治権を行使しており、しかもなお日本が同地に対して残存主権を保持しているという状態は、國際法上先例のない事態であつて、いわゆる残存主権の意義なしの効果にすらても、國際法上いふところの議論もある。

しかしながら確實なことは、沖縄住民がわれらの同胞たる日本國民であり、したがつて沖縄住民が困難に逢着した場合は、日本政府はこの見地に立つて米國政府と折衝を行うのが當然であるというものである。

市(区域) 郡(代表大会) 郡(区域) 郡党分員会が召集する。

per title

事務的論議を要する

一問 米國は日本の潜在主権の下にある沖縄住民の所有地に、一括払いの方法により、永代賃地権を設定しようとしているが、このよりの行為は将来沖縄が日本に復帰する際の支障となりはしないか。
日本の所有権と不干渉

答 國際法上の領土主権と、私法上の土地所有権ないし借地権とは別個の概念である。沖縄が日本の完全な領土主権の下に復帰する際は、外国人又は外國政府が同地で有する土地所有権ないし借地権は、^{日本国法上}日本法上の土地所有権ないし借地権に切り替えられることとなるのであるから、別に支障を生ずることはない。

合意の問題は明白である。
既述の論議は、公法上の権利を指す。
極秘
この文は、秘密の文である。

二問 日本が沖縄に対して有する残存主権の効果として日本國政府は沖縄住民の権利の保護を行いつるか。

答 わが國が沖縄に残存主権を有するといふ理由をもつて、直ちに法律的に日本政府が沖縄住民の権利の保護を行いつることになるかいはなは疑問である。しかしながら、沖縄住民が困難に遭遇した場合は、沖縄住民が同胞であるといふ民族の見地に立つて、日本國政府が米國政府と政治的折衝を行つのは當然のことである。

當国有地

行政官署
警察官署
軍官官署
軍官官署

三問 平和条約発効前に米占領軍は沖繩において果有地を全く無償で使用していた。これは国際法上違法といえるか。

答 国際法上占領軍は、軍事上の必要がある場合は、占領地にある敵國公有不動産を使用することができる。この場合地方自治団体の不動産は私有不動産と同様対価を払わなければならないとする学説があるが、いまだ国際法として確立されるに至っていない。